

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ 救急病院の認定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

○ 土地改良区役員の退任届

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

○ 公共測量の実施

目次

担当課（室）

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

◎岡山県告示第三百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 アサヒグループ食品株式会社
住所 東京都渋谷区恵比寿南2-4-1
氏名 代表取締役社長 川原 浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 アサヒグループ食品株式会社岡山工場第1プラント
所在地 岡山県浅口郡里庄町里見4215番地

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	廃 止	変 更 前	変 更 後				
種	類	4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 62)	3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 53)	4-ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設 (No. 38)	同左				
能	力	3,000L/回	600L/回	7台/時	同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	—	許可後直ちに	同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに	—	許可後直ちに	同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	—	許可後直ちに	同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	連続15時間	連続24時間	同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	10	19	4	7	6	9	20	23
	p H	5.0~8.0	5.0~8.0	同左		5.0~8.0	5.0~8.0	同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500			870	990		
	C O D (mg/L)	1,260	2,000			350	450		
	S S (mg/L)	100	150			75	150		
	油 分 (mg/L)	80	150			35	60		
	T - N (mg/L)	1,000	1,500			180	260		
	T - P (mg/L)	100	150			39	43		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—			—	—		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No.1				同左				
種 類 及 び 型 式	活性汚泥処理法				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	長さ40.125m×幅18.1m×高さ6.5m				同左				
能 力	579m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	活性汚泥法+膜分離活性汚泥法				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	383	500	410	550	461	587	461	587
	p H	5.0~8.0	5.0~8.0	5.8~8.6	5.8~8.6	5.0~8.0	5.0~8.0	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	2,268	3,186	2.0	7.0	2,268	3,186	19.8	29.1
	C O D (mg/L)	977	1,378	5.0	20.0	977	1,378	40.0	50.0
	S S (mg/L)	147	247	5.0	9.0	147	247	31.4	50.0
	油 分 (mg/L)	46	94	5.0	9.0	46	94	6.2	9.1
	T - N (mg/L)	516	750	2.5	32.0	516	750	23.0	35.0
	T - P (mg/L)	75	107	1.50	5.00	75	107	6.20	9.00
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下	無数	無数	3,000以下	3,000以下	

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2				No. 3			
	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	330	450	430	550	85	112	0	0	9	12	0	0
p H	5.8~8.6		同左		6.0~7.0		-		6.0~7.0	5.8~8.6	-	
BOD (mg/L)	2.0	7.0	19.8	29.1	2.0	5.0	-	-	2.0	5.0	-	-
COD (mg/L)	5.0	20.0	40.0	50.0	2.0	5.0	-	-	2.0	5.0	-	-
S S (mg/L)	5.0	9.0	31.4	50.0	2.0	5.0	-	-	2.0	5.0	-	-
油分 (mg/L)	5.0	9.0	6.2	9.1	2以下	2以下	-	-	2以下	2以下	-	-
T-N (mg/L)	2.5	32.0	23.0	35.0	2.0	5.0	-	-	2.0	5.0	-	-
T-P (mg/L)	1.5	5.00	6.20	9.0	1.00	2.00	-	-	1.00	2.00	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	同左		同左		-	-	3,000以下	3,000以下	-	-

排水口番号	No. 5			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	4	6	0	0
p H	6.0~7.0	5.8~8.6	-	
BOD (mg/L)	2.0	5.0	-	-
COD (mg/L)	2.0	5.0	-	-
S S (mg/L)	2.0	5.0	-	-
油分 (mg/L)	2以下	2以下	-	-
T-N (mg/L)	2.0	5.0	-	-
T-P (mg/L)	1.00	2.00	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年8月2日から同月23日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

◎岡山県告示第三百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リユバンベール

2 所在地

岡山県美作市中谷一一七四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社作州営農

2 所在地

岡山県美作市中谷一一七四番地一

三 指定年月日

令和四年八月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇九六六

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

◎岡山県告示第三百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

生活介護事業所 陽だまり

2 所在地

備前市日生町日生一四三三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人陽だまり

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生一四三三番地一

三 指定年月日

令和四年八月一日

四 事業所番号

三三一〇〇二九五

五 サービスの種類

生活介護

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

◎岡山県告示第三百四十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

森本整形外科医院

2 所在地

井原市上出部町四七三

二 認定年月日

令和四年八月一日

三 認定の有効期限

令和七年七月三十一日

◎岡山県告示第三百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

かんだ小児科医院

津山市勝間田町四八―一

令和四年八月一日

おがわ薬局

高梁市落合町阿部五九九―一九

令和四年八月一日

ふじ薬局 備前店

備前市伊部一二五九―二

令和四年八月一日

◎岡山県告示第三百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
金光薬局邑久店	瀬戸内市邑久町北島四九四―一	調剤	令和四年六月一日
金光薬局長船店	瀬戸内市長船町服部五二二―一	調剤	令和四年六月一日
里庄薬局	浅口郡里庄町新庄五三四―一	調剤	令和四年八月一日
サニードラッグ	高梁市中原町一〇八四―一	調剤	令和四年八月一日
ザグザグ薬局総社真壁店	総社市駅南一―六―六	調剤	令和四年八月一日
ナビ薬局赤坂店	赤磐市西窪田五三四―二	調剤	令和四年八月一日

◎岡山県告示第三百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

おがわ薬局

高梁市落合町阿部五九九―一九

調剤

令和四年八月一日

ふじ薬局備前店

備前市伊部一二五九―二

調剤

令和四年八月一日

ドルフィン薬局

浅口市寄島町三〇六四

調剤

令和四年八月一日

◎岡山県告示第三百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
金光薬局邑久店	瀬戸内市邑久町北島四九四―一	調剤	令和四年五月三十一日
金光薬局長船店	瀬戸内市長船町服部五二二―一	調剤	令和四年五月三十一日
田辺薬局金光店	浅口市金光町占見七九―一	調剤	令和四年七月三十一日

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

◎岡山県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大曲船穂線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市真備町上二万字青津三七四〇番一 地先から 倉敷市船穂町船穂字北神戸四二二三二番一 地先まで	新	九・二 二二・六	四三〇・〇
倉敷市真備町上二万字青津三七四〇番一 地先から 倉敷市船穂町船穂字北神戸四二二三二番一 地先まで	旧	四・六 一一・四	四三〇・〇

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

◎岡山県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	大曲船穂線	倉敷市真備町上二万字青津三七四〇番一地从 倉敷市船穂町船穂字北神戸四二二二番一地从 まで	令和四年八 月二日
県道	上有漢北房 線	真庭市上水田字細々七二四九番四地从から 真庭市上水田字城王谷七二二四番一四地从 まで	

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

〔三七〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称
児島湾土地改良区

二 退任役員
退任役員
住 所

日笠 氏 倉敷市藤戸町藤戸一五五二
享 名
理事の別
理事

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

〔三七一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区 ほ場整備津崎）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区 ほ場整備津崎）変更計画書

二 縦覧の期間

令和四年八月二日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

〔三七二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市沼田地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和四年七月十三日から同年八月十九日まで	測量期間

令和4年8月2日 岡山県公報 第12418号

〔三七三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年八月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町行信 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年七月七日から同年 八月三十一日まで	測量期間

〔三十四〕政府調製に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

企業団体（以下

岡口真知事 伊原木 隆 次

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量
自動車保有関係手続のワンストップサービス警察共同利用型システム用機器等借入 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年8月24日(水)午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話(086)234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年8月2日(火)から同年9月5日(月)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年9月14日(水)午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年9月15日(木)午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年9月5日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められる場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Equipment for OSS police joint use system 1 set

(2) Lease period :
From 1 February, 2023 through 31 January, 2028

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 14 September, 2022

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242